

国立印刷局一般事業主行動計画

《女性の活躍の推進》

国立印刷局は、事業の特殊性を踏まえつつ、自らの意思によって職業生活を営み又は営もうとする女性が個性と能力を十分に発揮できるよう、女性の活躍を計画的かつ着実に推進するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の定めに基づく行動計画を次のとおり策定する。

1 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2 課題

職員の男女間における平均勤続年数や時間外労働等の差は少ないが、交替勤務のある印刷、製紙部門を有する事業の特殊性もあり、職員全体及び管理・監督的地位に占める女性の割合が低い。前計画期間において設定した目標を全て達成し、一定の改善が図られたものの、より一層の女性活躍を推進するためには継続して改善に取り組む必要がある。

3 目標と取組内容・実施時期

(1) 目標1

計画期間において採用者に占める女性の割合を35%以上とする。

《取組内容》

女性の採用拡大に向け、積極的な採用広報活動等に努める。

令和3年 3月～ 学生向けの業務説明会において、女子学生を対象とした説明会を実施する。それ以外の業務説明会においても、積極的に女性職員による情報発信を行い、女性の応募者の増加に努める。

(2) 目標 2

- i 管理的地位にある女性職員について、第5次男女共同参画基本計画に掲げられた独立行政法人等の部長相当職及び課長相当職に占める割合の増加目標（2.6ポイント増）を上回る登用を行う。

【令和2年度末実績】4.0% → 【令和7年度末目標】6.6%

(注) 「管理的地位」とは、第5次男女共同参画基本計画における成果目標に掲げられた独立行政法人等の部長相当職及び課長相当職(一般職の国家公務員の本省課室長相当職に準ずる職位を想定)をいい、国立印刷局の工場における部長相当職以上をいう。

- ii 製造を担う工場における監督的地位にある女性職員についても同様に2.6ポイント増を上回る登用を行う。

【令和2年度末実績】7.6% → 【令和7年度末目標】10.2%

(注) 「監督的地位」とは、国立印刷局の工場における課長相当職及び係長相当職をいう。

《取組内容》

女性の職域を拡大し、中堅・若手職員の段階から幅広い職務経験を積ませることにより、将来の管理・監督的地位への登用候補者の育成に努める。

令和3年 9月～ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等への理解を深め女性が働きやすい職場とするため、女性を部下に持つ監督者を対象とした研修を実施する。また、キャリア形成に関する知識を付与し、将来のステップアップのための動機付けを図るため、中堅・若手の女性職員を対象とした研修を実施する。

令和3年11月～ 職務の希望調査に係る上司との面談時において、これまで男性の比率が高かった部門を含め、幅広い職務経験を積むことについて働きかけを行うことにより、管理・監督的地位への登用候補者となるための意識を醸成する。

令和4年 4月～ これまで女性職員の配置がなかった又は少なかった部門へ女性職員を積極的に配置することにより、多様な職務経験の付与等を行いながら、幅広い分野で管理・監督的地位への登用候補者となり得る人材の層を継続的に厚くしていく。